

公立大学法人新潟県立看護大学への権利及び義務の承継について（公告）

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第66条第1項の規定により、平成25年4月1日に設立する公立大学法人新潟県立看護大学に権利及び義務を承継させるので、次のとおり関係書類を閲覧に供する。

なお、異議のある債権者は、閲覧期間満了の日までに書面で知事にその旨を申し出ることができる。

平成25年2月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 閲覧に供する書類

公立大学法人新潟県立看護大学の成立の日現在における公立大学法人新潟県立看護大学の資産及び負債の見込みを明らかにする書類

2 閲覧場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県総務管理部文書私学課県立大学班

3 閲覧期間

平成25年2月19日から平成25年3月19日